

不正競争防止法における商品形態に関する裁判事例

東京地判平成 11 年 6 月 29 日 平成 7 年（ワ）第 13557 号
 不正競争 民事訴訟事件
 （不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号）

原告商品



被告商品



『デザインの戦略的活用に応じた意匠制度の在り方に関する調査研究報告書』 財団法人 知的財産研究所 平成 16 年 3 月 P 245 より

商品の形態	衣服
周知商品表示性	<p>商品の形態は、本来的には商品の機能・効用の発揮や美観の向上等のために選択されるものであり、商品の出所を表示することを目的として選択されるものではないが、特定の商品形態が同種の商品と識別し得る独自の特徴を有し、かつ、右商品形態が、長期間継続的かつ独占的に使用されるか、又は短期間でも強力な宣伝等が伴って使用されたような場合には、結果として、商品の形態が商品の出所表示の機能を有するに至り、かつ、商品表示としての形態が需用者の間で周知になることがあり得るといふべきである。そして、このような場合には、右商品形態が、当該商品の技術的機能に由来する必然的、不可避的なものでない限り、不正競争防止法二条一項一号に規定する「他人の商品等表示として需用者の間に広く認識されているもの」に該当するものといえる。</p>

独自性	<p>原告商品の形態的特徴は、単にポリエステル生地にも右のようなランダムプリーツを施したことに尽きるものではなく、右ランダムプリーツを、布地を裁断・縫製して衣服を成形した後に施すという加工方法をとることによって、衣服の肩線、袖口、裾などの縫い目部分の上にも他の部分と同様に形成し、その結果、衣服全体に厚みがなく一枚の布のような平面的な意匠を構成するという点に強く看者の注意をひく特徴がある</p>
	<p>プリーツ加工の方法は、原告が平成元年4月7日に特許出願して、同6年6月1日出願公告された特許に係る方法</p>
	<p>昭和50年代半ばころから平成6年までの多数の他業者のプリーツ製品の形態をみても、原告商品と同様のプリーツ加工の方法を採用し、その結果、原告商品と同様の特徴を有すると認められるものが見当たらないこと</p>
	<p>商品の性質上外形的なデザインの美しさや新しさが需要者から特に重視される婦人服の分野において、発売後短期間のうちにヒット商品として定着したものであること</p>
周知性	<p>平成5年2月の発売直後から平成6年4月ころまでの間に、数多くの全国的なファッション雑誌や新聞に頻繁に取り上げられてその形態が写真付きで紹介されるとともに、その販売地域や販売額も拡大するなどして、全国的にヒット商品としての評価が定着</p>
技術的機能に由来する形態	<p>女性用衣類に要求される軽さ、しわになりにくいこと、型くずれしないこと、洗濯のしやすさ、汗を吸いやすいこと、汚れにくいこと、といった機能を達成するための形態は、原告商品のようなものに限られないのであり、原告商品では、右のような機能面のみならず、衣服としての美しさの観点から、一つのデザインとして前記のような形態を選択したものであることは、外形的なデザインが需要者から最も重視される婦人服という商品の性質上明らかというべきであるから、原告商品の形態は、その技術的機能に由来する必然的な形態とはいえない</p>

<p>類似性</p>	<p>相違点はいずれも個別のアイテムにおける細部の相違にすぎず、これらをすべて考慮しても、共通した特徴的形態（滑らかなポリエステル生地からなる婦人用衣服において、縦方向の細かい直線状のランダムプリーツが、肩線、袖口、裾などの縫い目部分も含めて全体に一様に施されており、その結果、衣服全体に厚みがなく一枚の布のような平面的な意匠を構成している）からもたらされる看者の印象の共通性が否定されるものではない。</p>
<p>混同のおそれ</p>	<p>右のとおり被告商品1ないし5の形態が原告商品の形態と類似することからすれば、被告商品1ないし5は、取引者ないし需要者において原告商品との混同を生じるおそれがあるものと認められる</p>

東京地決定平成 11 年 9 月 20 日 平成 11 年 (ヨ) 第 22125 号
 不正競争 民事仮処分事件
 (不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号)

原告商品



被告商品



『デザインの戦略的活用に応じた意匠制度の在り方に関する調査研究報告書』 財団法人 知的財産研究所 平成 16 年 3 月 P247 より

商品の形態	パーソナルコンピュータ
周知商品表示性	商品の形態は、必ずしも商品の出所を表示することを目的として選択されるものではないが、商品の形態が他の商品と識別し得る独特の特徴を有し、かつ、商品の形態が、長期間継続的かつ独占的に使用されるか、又は、短期間であっても商品形態について強力な宣伝等が伴って使用されたような場合には、商品の形態が商品表示として需要者の間で広く認識されることがあり得る。
独自性	形態の特徴として、全体に曲線を多く用いた丸みを帯びた形態が選択されていること、外装に、半透明の白色と半透明の青色のツートンカラーのプラスチック素材が使用されていること、上面及び側面が穏やかな三角形状で、背面に向けて絞られた形態、上面及び側面の半透明青色の部分が連続的な意匠が選択されていること、上面に半透明白色の持ち手があることを挙げることができる。債権者商品は、パーソナルコンピュータとしては、従前、類似の形態を有する商品がなく、形態上、極めて独創性の高い商品ということができる。

周知性	債権者商品について、その形態に重点を置いた強力な宣伝がされたこと、債権者商品は、その形態の独自性に高い評価が集まり、マスコミにも注目され、販売実績も上がり、いわゆるヒット商品になっていることが一応認められる。
周知表示性の認定	債権者商品の形態は、債権者らの商品表示として需要者の間に広く認識されている（周知商品表示性を獲得している）ものというべきである
機能上必然的形態	独創的な形態は機能上必然的な形態とは到底いうことができない
類似性	債務者商品と債権者商品は、いずれも、青色と白色のツートンカラーの半透明の外装部材で覆われた全体的に丸味を帯びた一体型のパーソナルコンピュータであり、曲線を多用したデザイン構成、色彩の選択、素材の選択において共通するのみならず、細部の形状においても多くの共通点を有することに照らすならば、少なくとも類似の外観を備えたものと解すべきであって、両者は類似しているというべきである
混同のおそれ	債務者商品の形態が債権者商品の形態と類似していることに照らせば、需要者が、両者を誤認混同したり、少なくとも債務者商品を製造販売する債務者が債権者らと何らかの資本関係、提携関係等を有するのではないかと誤認混同するおそれがあると認められる

東京高判平成 10 年 2 月 26 日 平成 8 年（ネ）第 6162 号
 不正競争 民事訴訟事件
 （不正競争防止法第 2 条第 1 項第 3 号）

原告商品



被告商品



商品の形態	キーホルダー
模倣	<p>「模倣」とは、既に存在する他人の商品の形態をまねてこれと同一または実質的に同一の形態の商品を作り出すことをいい、客観的には、他人の商品と作り出された商品と対比して観察した場合に、形態が同一であるか実質的に同一といえる程に酷似していることを要し、主観的には、当該他人の商品形態を知り、これを形態が同一であるか実質的に同一といえる程に酷似した形態の商品と客観的に評価される形態の商品を作り出すことを認識していることを要するものである。</p>

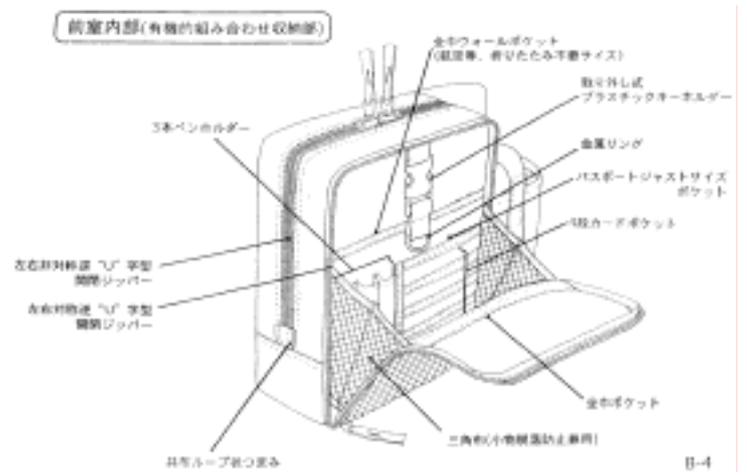
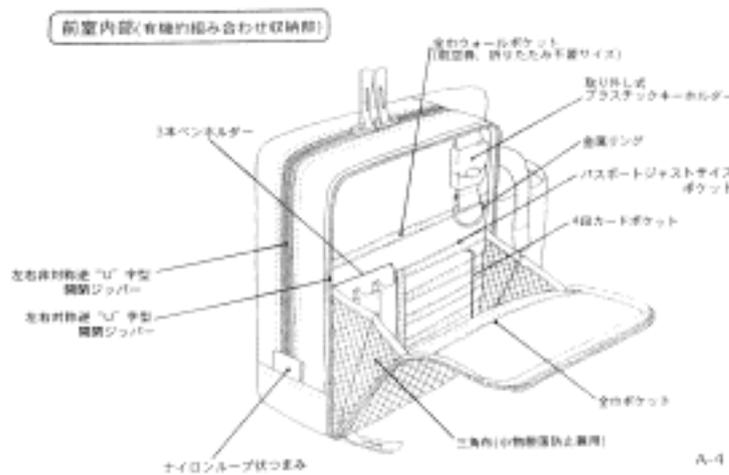
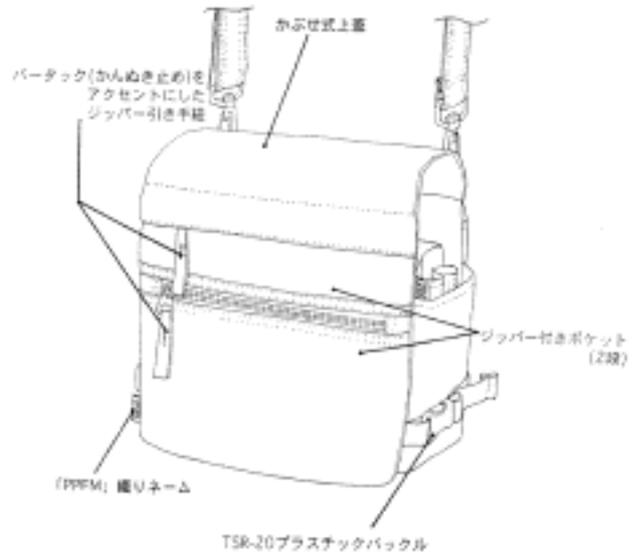
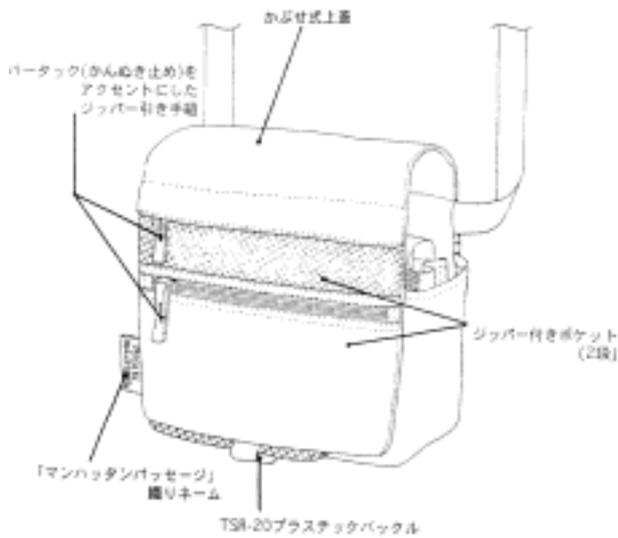
	<p>ここで、作り出された商品の形態が既に存在する他人の商品の形態と相違するところがあっても、その相違がわずかな改変に基づくものであって、酷似しているものと評価できるような場合には、実質的に同一の形態であるというべきであるが、当該改変の着想の難易、改変の内容・程度、改変による形態的效果等を総合的に判断して、当該改変によって相応の形態上の特徴がもたらされ、既に存在する他人の商品の形態と酷似しているものと評価できないような場合には、実質的に同一の形態とはいえないものというべきである。</p>
<p>共通点</p>	<p>本体部分において、全体が金属製で偏平であり、柄及び刃体と鐔部とが交差して縦長の概略十字形をなし、表面側の十字の中心部分に宝石状にカットされた円い形状のガラス玉がはめ込まれている双刃の洋剣の刃先を下方に向けたものに、竜が、下方の洋剣の刃先部分から、刃体、鐔部、柄部と上方に向けて左巻きにほぼ二巻き螺旋状に巻きついた状態に表側、裏側共に浮彫りされており、本体部分の上端の孔に連結部の一端の環が挿通され、連結部の他端の環に鍵を保持する大きなリングが挿通されている点</p> <p>本体部分の表面から見ると、柄上端部分にその頭部を表す竜は、鐔部の左端に右前足を、柄部と鐔部の交差部分の右側に左前足をかけ、頭部を柄上端部分に右上方から左斜め下方に向けて、同方向をにらみながら、威嚇するように口を開け、牙を見せており、胴体が洋剣の刃体の中程の手前側を左上から右下へS字状にうねり、刃体の裏側を回って洋剣に巻きついている点</p> <p>全体の色彩が、金属的光沢を有する黒味を帯びた銀色である点</p>

差異点	洋剣に巻きついている竜は頭部が一個の通常の竜	洋剣に巻きついている竜は胴体の両端に頭部のある双頭の竜
	表面側から見て、洋剣の刃先の左方に尾の先が表れている点	表面側から見て、洋剣の刃先の左方にも頭部が表れており、左下から右斜上方に向いて柄部分側の頭部と向き合っている点
	縦約六・八センチメートル、横最大幅は約二・七センチメートル	縦約八センチメートル、横最大幅は約四センチメートル
総合評価	<p>被告商品の製造、販売時において、双頭の竜を表したキーホルダーが存在したことを認め得る的確な証拠がない。</p> <p>双頭あるいは複数の頭を有する竜のデザイン自体がよく知られたものであることを認め得る証拠もない。</p> <p>洋剣と竜のデザインを組み合わせたものであって、商品としての形態上、竜の具体的形態が占める比重は極めて高く、被告商品において洋剣の柄部分側と刃先側に表された竜の頭部が向き合っている形態は、需要者に強く印象づけられるものと推認されることからすると、被告商品における竜の具体的形態は、被告商品の全体的な形態の中であって独自の形態的な特徴をもたらしているものと認められる。</p> <p>本体部分の大きさの違いもわずかであるとはいえない。被告商品の形態が原告商品の形態に酷似しているとは認め難く、実質的に同一であるとは認められない。</p>	

東京地判平成 13 年 12 月 27 日 平成 12 年(ワ)20801 号
 不正競争 民事訴訟事件
 (不正競争防止法第 2 条第 1 項第 3 号)

原告商品

被告商品



商品の形態	ショルダーバック
模倣	<p>模倣とは、既に存在する他人の商品の形態をまねてこれと同一又は実質的に同一の形態の商品を作り出すことをいい、他人の商品と作り出された商品を対比して観察した場合に、形態が同一であるか実質的に同一であると言える程度に類似していることを要するものである。</p> <p>そして、問題とされている商品の形態に基づくものであって、商品の全体的形態に与える変化が乏しく、商品全体から見て子細な相違に留まると評価される場合には、当該商品は他人の商品と実質的に同一の形態というべきである。</p> <p>これに対して、当該相違部分についての着想の難易、改変の内容・程度、改変が商品全体の形態に与える効果等を総合的に判断したときに、当該改変によって商品に相応の形態的特徴がもたされていて、当該商品と他人の商品との相違が商品全体の形態の類否の上で無視できないような場合には、両者を実質的に同一の形態ということとはできない。</p>
共通点	<p>大きな後室とほぼ同幅の薄い前室を重ね、その右側にペットボトルポケットを設けている点</p> <p>上蓋正面に2個の小物用ジッパーポケットを設け、その間を正面から見た場合のデザイン上のアクセントにしていること</p> <p>ジッパー引き手の形態、同一形式のワンタッチ・プラスチックバックルにより開閉すること</p> <p>上蓋内側に大きな透明のマップポケットを設けたこと、前室オーガナイザーポケット内の構造や小さなポケットの配置、前室内上部に取り外し式プラスチックキーホルダーを取り付けてあること</p> <p>後室メインルームの開け方、背面にジッパーポケットを設けていること</p>

差異点	やや横長	やや縦長
	上蓋の開閉をするワンタッチ・プラスチックバックルは正面下部一箇所	本体横左右の2箇所
	ペットボトルポケットの底部にとも地使用	メッシュの生地
総合評価	<p>被告商品は、その基本的な形態はもちろん、多くの点が原告商品とほとんど同一であって、その相違点はきわめて些細なもので当該改変を加えるにつき着想が困難であるとはいえないし、これらの改変によって被告商品の相応の形態的特徴がもたされているということもできない。</p> <p>以上より、実質的同一というべき。</p>	
通常有する形態	<p>同種の商品が通常有する形態を保護の対象から除外したのは、先行商品の開発者において特段の資金・労力を要さずに容易に作り出せるような、特段の特徴もない同種の商品に共通するごくありふれた形態は保護に値せず、また、同種の商品の機能・効用を発揮するため不可避免的に採らざるを得ないような形態については、これを保護対象とすると商品の形態を超えて同一の機能・効用を有する同種の商品そのものの独占を招来することとなり、複数の商品の市場における競合を前提としてその競争の在り方を規制する不正競争防止法の趣旨そのものに反することになるためである。</p> <p>原告商品販売時以前の商品において、原告商品と同一またはその基本的な特徴を備えたものは認められない。</p> <p>原告商品の有する特徴が必ずしもすべて原告の着想したものでないとしても、それらを組み合わせた具体的な商品の存在は認められない。</p> <p>原告商品の形態が、同種の商品の機能・効用を発揮するため不可避免的に採らざるを得ないような形態ということもできない。</p> <p>以上より、通常有する形態とはいえない。</p>	